

2025 年度

学校法人明治学院 ぶどうの木奨学金 募集要項（中学校用）

～キリスト教会牧師が扶養する子である生徒を対象とする給付奨学金～

この奨学金は、保護者（ご父母またはそれに代わる方）がキリスト教会牧師である明治学院中学校生徒を対象に、学業の奨励および建学の精神にふさわしい人物の育成を目的として給付するものです。

- ・給付奨学金ですので返済の義務はありません。
- ・春と秋、年2回の申請（ただし、秋は春からの継続申請のみ受付）が必要です。

■出願資格（中学）

保護者（ご父母またはそれに代わる方）がキリスト教会牧師【注】である明治学院中学校生徒

※ ご父母のどちらかが該当すれば出願できます。ご父母以外の方が保護者の場合も同様です。

【注】キリスト教会牧師とは・・・

キリスト教会で牧会している現役の牧師や伝道師（教派によって名称が異なる場合があります）のことです。

日本基督教団、日本キリスト教会、日本キリスト教協議会加盟の諸教派・諸団体に属する者の他、ぶどうの木奨学金基金運営委員会が特に認めた者を含めます。

■給付額（最大）

[春申請]15万円 / [秋の継続申請]15万円（年間30万円）

※ 秋の申請は継続申請のため、春の申請を行っていない場合は申請できません。

■給付年限・受給生徒の義務等

給付年限は3年を上限とします。返済の義務はありませんが、受給年度内に退学または除籍もしくは休学した場合や、明治学院中学校学則第30条による懲戒処分を受けた場合、また、生徒の学業への取り組みや生活の状況等が本奨学金の目的にふさわしくないと見込まれる場合は、給付した奨学金の一部または全部の返還を求めることがあります。

なお、受給生徒には、月2回程度、中学礼拝の「感想カード」を提出することが義務付けられます。

■審査方法

書類審査および面接を行い、経済状況・学業への取り組み・これまでのキリスト教活動への参加状況から判断します。2年生・3年生については、前年度までの礼拝の守り方なども含めて総合的に判断します。

■出願から給付までのスケジュール

	春申請（新規と前年度からの継続） ※ 2年生・3年生での新規出願も可能です	秋申請（春からの継続のみ）
出願受付	4月7日（月）～4月18日（金） 中学校事務室の窓口にて受付	10月20日（月）～11月7日（金） 中学校事務室の窓口にて受付
書類審査後の面接 （生徒本人）	面接日時と場所は、 書類審査後、生徒本人に連絡します。	秋は書類審査のみ
採用発表	6月初旬に保護者に通知	12月初旬に保護者に通知
給付日	6月下旬（学費口座に振込）	12月下旬（学費口座に振込）

■出願書類および提出方法

下記の書類一式を、受付期間内に中学校事務室窓口に直接持参してください(窓口時間厳守のこと)。

[春申請時] ※ 春申請は新規・継続共に受け付けます(前年度からの継続の場合も必ず申請が必要です)。

	必要書類	備考
1	「明治学院 ぶどうの木奨学金 願書」(所定用紙)	・所定用紙は中学校事務室で配付します。 ・生徒本人の自筆による記入が必要な箇所があります。
2	保護者(ご父母またはそれに代わる方)の所属教派団体が発行した「教会牧師在籍証明書」、またはこれに準ずるもの	発行元の公印(公印が無い団体の場合は発行責任者印)が押印されたもの。
3	保護者(ご父母またはそれに代わる方)それぞれについての、市区町村が発行した「令和6年度(令和5年分)」の所得証明書 ※ 所得証明書は、「令和6(2024)年度版」の証明書の発行を受けると、証明内容は令和5(2023)年分の所得となります。	・「所得証明書」は通称で、正式名称は発行する自治体によって異なります。 ・「世帯分」の証明書ではなく、 <u>父母のそれぞれについて個人分の証明書を提出してください。</u> ・ <u>専業主婦等、収入のない人の分も必ず提出してください。</u> ・家計急変により、証明書の記載内容と現在の家計状況とが大きく異なるような場合は、別途ご相談ください。

[秋申請時] ※ 秋申請は継続申請のため、春の申請を行っていない場合は申請できません。

	必要書類	備考
1	「明治学院 ぶどうの木奨学金 願書」(所定用紙)	・所定用紙は中学校事務室で配付します。 ・生徒本人の自筆による記入が必要な箇所があります。

■出願書類提出先

明治学院中学校事務室 (電話:042-391-2142)

窓口時間: 午前9時~午後4時(土曜日は12時)